

富山県告示第60号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年 2 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

入善町

2 事業の種類

入善まちなか交流施設うるおい館南側駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

下新川郡入善町入膳地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、下新川郡入善町入膳地内の土地を起業地とし、入善まちなか交流施設うるおい館南側駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、入善町が事業主体となり、中心市街地の活性化を図るため設置する入善まちなか交流施設うるおい館の駐車場であることから、法第 3 条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

入善町は、町の総合計画（計画期間平成13年度～22年度）において、安全でうるおいのある空間づくりの施策として、市街地の再整備を掲げており、本件事業など暮らしのすべてにわたり安全と安心を築き、緑とうるおいのあるまちを目指している。また、起業者である入善町は、本件事業の施行に必要な予算措置及び人員を備えていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

#### ア 得られる公共の利益

入善町では、総合計画の中で、「地域資源利活用プラン」を定め、扇状地の豊かな地域資源である「人」「土」「水」を積極的に利活用し、住民福祉の向上や住民の定住促進、新規産業の創造を重点的に進めている。

入善まちなか交流施設うるおい館は、平成20年に入善町により整備された中心市街地の活性化のための施設である。整備以来、イベント、展示会や会合などにより20年度には約10万人、21年度（12月末現在）には、約7万人の利用があり、多くの町民や団体に利用されている施設である。

起業地は、うるおい館の隣接地であり、入膳地区の中央に位置する場所である。交流施設の建設計画段階で検討した専用駐車場については、地権者の了解が得られず、竣工段階では確保することが困難な状況となっていた。現在、近隣で公園整備事業に併せて駐車場整備（駐車台数 100台）を行っているが、この公園駐車場は、交流施設建設のために減少した町営駐車場（駐車台数70台）の代替施設であり、公園、公園内にある再生資源物（空きビン、空き缶、ペットボトル、古新聞・古雑誌、ダンボール等）の集積広場の利用者や地元商店街の利用者（公園利用者用40台、集積広場利用者用20台、商店街利用者用等40台計 100台）が利用することとなるため、交流施設利用者のための専用駐車場の確保は困難となっている。また、公園駐車場は交流施設から離れており、都市計画道路等により分断された場所に位置するため、お年寄りや車椅子利用者の方にとって不便を強いることとなっている。このため、交流施設の利用者により路上駐車が常態化するなど周辺道路の交通環境

が悪化しており、利用者、周辺住民から不満の声が寄せられている。また、交流施設には搬入出車両の駐車スペースもないため、大型車の路上駐車による見通しの悪化に伴う事故の危険性に対しても対策が講じられていない状況となっている。

このような状況に対応し、本件事業の完成により、施設利用者の利便性の向上はもとより交通環境の悪化を解消し、事故の危険を未然に防ぎ、ユニバーサルデザインに配慮した環境を整備し利用者が等しく快適に利用できるようにするとともに中心市街地の活性化に寄与することが認められる。また、地元の入膳地区等より駐車場整備に対する要望が出されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業により整備される駐車場は、うるおい館の施設規模を踏まえ計画されており適切なものと認められる。

起業地については、近隣の3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費の比較等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる公共の利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

入善まちなか交流施設うるおい館は、(3)アで述べたように専用駐車場がなく、路上駐車や渋滞が発生するなどして、利用者の利便性の支障となっている。このため、早期に本件事業の完成を図り、利用者の安全性を確保する必要があると認められる。また、地元の入善地区区長会及び入善町商工会より、本件事業に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4項の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

入善町役場